

令和2年度第4回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年7月10日（金）午後4時30分～5時15分

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	青柳 政士
早苗 泰博	村田 和久	神谷 貢	野中 利彦
木原 緑	大村 武彦	井土 光徳	門司 雅門

欠席委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 8号 農地法第3条第2項第5号の下限面積について

議案第 9号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について

5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美

議長 時間少し前ですけれどもみなさん揃いましたのでただ今より第4回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 それでは、本日の議事録署名人を9番の井土委員と10番の門司委員よろしくお願ひいたします。それでは早速議事に入らせて頂きます。議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和2年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回は、1件の申請が出されておまして、申請人は以下のとおりです。申請地は3筆で、1筆目が野間2丁目290-1、地目が畑、面積が367㎡のうち352.89㎡、区分が用途地域内の第1種住居地域、2筆目が野間2丁目313-1、地目が田、面積が515㎡のうち374㎡、区分が第1種住居地域、3筆目が野間2丁目315-1、地目が田、面積が1602㎡のうち1592.01㎡、区分が第1種住居地域、転用目的は共同住宅の建設となっております。

議案の3ページと4ページに申請地の位置図を載せております。場所としてはサールナーットの交差点の消防署のすぐ隣となっております。4ページの赤と青で縁取りしている箇所が建設予定地となっております、赤が今回申請のあっている農地です。3筆です。5ページには分筆図を載せておまして、赤で縁取った箇所が事業計画地となっております。

6ページがアパート建設予定の配置図となっております、今回はアパートを3棟、全部で20世帯分の建設が計画されております。7ページに上水道等の計画図を載せておまして、黄色が下水、緑が上水、青が雨水の計画となっております。上水道と下水道については、東側の道路に管が来ていますので、そちらに接続予定です。雨水については、隣接している南側の側溝に放流する計画です。隣地との境界につきましては、建設地の外周全体にメッシュフェンスを設置予定です。

それでは別紙の許可基準チェック表をご覧ください。まず立地基準の農地区分についてですが、第一種住居地域の用途地域が設定されている場所になりますので、第3種農地としております。続いて一般基準についてですが、1番の転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、本人より提出されました資金計画書と住宅ローンの審査状況から問題なしと確認できておりますので○としております。2番の転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿を確認したうえで○としております。3番の申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。4番5番は該当なし、6番の転用計画面積の妥当性については、計画図を確認したうえで○としておりま

す。7番は該当なし、8番の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、給水汚水は上下水道に接続、雨水は隣接の水路に流すため○としております。議案第7号の説明は以上です。

議長 ただいま議案第7号について説明をいただきましたが、当該委員さん何かご意見ございましたら。

神谷委員 特にありません。

議長 それでは他の委員の方でご質問ご意見ありましたら。

廣渡委員 少しずつ残してあるがどういう理由で少しずつ残してあるんですか。そこで何か作るんですか。

俵口委員 法面とかではないですか？

事務局 計画書では、道路の拡幅と、進入路として利用が予定されています。

廣渡委員 西側に三角形で少し残してあるので全部利用しないのかなと思ひまして。

事務局 青い分はもともと農地ではないので議案にはあがってない部分になります。

廣渡委員 そこではなくて、分筆後で残してある方。

事務局 残すのであれば保全してもらい必要がある。いずれにしても農地として残す以上は保全する義務があるので、所有者には伝える。

議長 他にご質問ございましたら。ないようでしたら議案第7号について承認いただける方挙手をお願いします。ありがとうございます。全員。それでは続きまして議案第8号農地法第3条第2項第5号の下限面積について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の14ページをご覧ください。議案第8号、農地法第3条第2項第5号の下限面積について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、以下のとおり提案するものです。

下限面積については法定の50アールとし、別段の面積は設定しない。理由としては、担い手への農地の集積を推進し、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行う必要があるため、としております。下限面積を減らしてしまいますと集約化も難しくなっていくので、引き続き50アールを維持していければと思います。説明については以上です。

議長 ただいま議案第8号について説明をいただきましたが、何かご意見ご質問がございましたら。ないようでしたら議案第8号について承認いただける方挙手をお願いします。ありがとうございます。それでは続きまして、議案第9号農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の15ページをご覧ください。議案第9号、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について。農地法第52条の規定に基づき、令和元年度中に賃貸借契約が締結された農地の賃借料を公表したいため、次のとおり提案するものです。

1、賃借料を現金で締結している分。圃場整備済み地域については19筆のデータから平均額が9,000円、ほ場未整備地域については47筆のデータから平均額が8,000円としています。圃場整備済みと未整備ともに、昨年と同額の平均額となっています。

2、賃借料を物納で締結している分。圃場整備済み地域については、10筆のデータから平均値が51kg。圃場未整備地域については、71筆のデータから平均値が45kg、となっております。昨年はほ場整備済み地域が59kg、ほ場未整備地域は同じ数値となっております。回覧文書の案を16ページに載せておりまして、今月末の農組長会議で回覧をお願いする予定となっております。

なお、賃借料情報については、昨年度までは農業委員会の議案として提出せずに農組長へ回覧をお願いしておりましたが、今年度以降は事前に農業委員会に議案として提出させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上です。

議長 ただいま議案第9号について説明をいただきましたが、何かご意見ご質問がございましたら。はい、青柳委員。

青柳委員 物納のほ場未整備地域の最高値が90kgになっている。あまりにも高い。一覧を見てみると、おそらく寺の人と契約している分だが、寺への寄付も含まれているのではないか。こういった特殊な契約分は除外してもいいのではないか。

議長 あくまでも元年度中の契約分から算出しており、そういった形をとるとおかしくなる。参考値として提供しているものでもあるから仕方ないのではないか。他にご意見ご質問がございましたら。ないようでしたら議案第9号について承認いただける方挙手をお願いします。ありがとうございます。

【その他の事項】

その他

1. 日程について

○福岡県農業会議 中間・遠賀地区会新任農業委員研修会・第1回臨時総会

日 時 研修会…令和2年8月4日（火）午後2時から

臨時総会…同日午後4時30分から

場 所 研修会…岡垣サンリーアイ小ホール

臨時総会…岡垣町役場 大会議室

参集範囲 研修会…新任農業委員

臨時総会…会長、副会長

○福岡県農業会議 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

日 時 令和2年8月7日（金）午前10時30分から

場 所 福岡国際会議場

参集範囲 新任農業委員、新任推進委員

2. 次回の日程について

日 時 8月11日（月）午前9時30分から

場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第4回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
